

## 条件明示書

### 1 積算基準等について

本設計業務の積算基準については、「土木設計業務等標準積算基準（令和2年8月 広島高速道路公社）」によるものとする。

技術者等の労務単価は「設計業務委託等技術者単価」（令和2年度単価）によるものとする。

### 2 業務内容（範囲）について

#### （1）設計留意書の作成

過年度成果を参考に次期設計業務（概略設計又は詳細設計等）に向けた設計留意書1冊を取りまとめる。

#### （2）概算工事費の算出及び事業工程の検討

過年度成果を基に、物価上昇や積算基準の改定、他工事の実績等を踏まえ概算工事費の算出（更新）を行う。また、当該事業に係る概略事業工程を検討する。

なお、業務対象区間は広島高速2号線の東雲IC南向きランプ及び暫定2車線区間とする。

業務範囲：	高速2号線 東雲IC南向きランプ及び暫定2車線区間(東雲～仁保)
対象橋梁：	【東雲IC】B・Cランプ(4橋)
	【本線部】G16橋～G21橋(7橋 ※G17橋は上下線拡幅)
延長：	【東雲IC】Bランプ約381m、Cランプ約362m
	【本線部】約1,509m

#### （3）関係機関との協議資料作成

過年度成果をまとめ、関係機関との協議用に当該範囲の図面（平面図・縦断図・標準横断図）を作成する。

#### （4）現地踏査

主に下部工が未施工である東雲IC南向きランプ（4橋分）の現地踏査を行う。（暫定2車線区間については過年度成果等を参考に状況把握を行う。）